

本件懲戒処分手続の違法、不当について（要約版）

2020年6月11日

日本弁護士連合会 御中

審査請求人ら代理人

弁護士（主任） 泉 信吾

弁護士 尾込 平一郎

弁護士 辻 洋一

弁護士 影山 知佐

弁護士 阿部 泰隆

弁護士 関 葉子

弁護士 谷 英樹

弁護士 丸山 和也

## 第1 はじめに

原委員会が本件懲戒処分を行うに至った手続経緯には、以下の違法・不当があり、その結果なされた処分は取消を免れない。

## 第2 懲戒処分に至る経緯

事実経過を辿れば明らかとおり、本件では審査請求人らを懲戒のターゲットにした会立件と、組織的に行われた鈴木による懲戒請求とが、時系列的に歩調を合わせて進行し、審査請求人らに対するレッテル貼りや思い込みが誤認定・冤罪を生む土壌となった結果、原弁護士会の強引な手法を許し、本件処分に至ったものである。

## 第3 会立件とその目的による制約

会立件は、弁護士会が所属弁護士について指導連絡監督を行うことができることから（法31条1項）、自ら懲戒手続の開始を求めるこことによって指導連絡監督の実効性を図ろうとするものである。

そのため、会立件は、所属弁護士についての指導連絡監督の実効性を図るものといえるのかについてのチェックを経なければならぬ。

本件で、原弁護士会が本件受継がまずいと判断すれば、審査請求人らに対し指導連絡監督すれば、本件は直ちに終了した案件である。

ところが、会立件が法31条、58条2項に照らして許容されるのかについて全く検討されず、最初から一罰百戒のみせしめ要員に審査請求人らが使われたのである（懲乙36）。

しかも、会立件が決定したとする懲乙36の某弁護士発言がなされた当時、■吉事案については審査請求法人から新宿事務所に対する金銭の流れは一切出ていなかった。すなわち、鈴木事案を審査し

ていた原綱紀委員会から関連委員会への漏洩、秘密保持義務（原綱紀委員会会規 35条）違反があったことが明らかである（審乙4の酒井陳述17頁 手続違法1）。

#### 第4 本件会立件の決定過程における違法性

##### 1 審査請求人に調査協力義務を課した上の会立件は違法

条解は、会立件と綱紀委員会、懲戒委員会の独立性との関係について以下のように述べている。

「懲戒手続は、弁護士会内の独立委員会である綱紀委員会又は懲戒委員会の判断に基づいて行うことが厳格に規定されており、これらの委員会の独立性が侵害された場合には、懲戒手続自体が瑕疵を帯びる場合もあり得る。（中略）また、会規等により対象弁護士等に調査協力を義務付けることの可否について、法58条2項では、懲戒の事由があると思料するときは「綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない」と規定されており、対象弁護士等に調査協力義務を課す調査は、綱紀委員会において行うことが予定されている（法70条の7）ことから、許されないと解される。」（審乙11・条解483頁）。

続いて、日弁連調査室編「弁護士懲戒手続の研究と実務」第3版101頁（審乙12）においても、「多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程5条及び6条（現行会規6条及び7条）は、違反行為についての調査及び調査協力義務について規定しているが、これらはいずれも、懲戒請求を目的とするものではないことから許容されるものである。」とされており、非弁防止会規6条に基づく調査を経ての会立件は許されていない。

本件では、始め（2017年2月8日の事情聴取）から、非弁防

止会規に基づき審査請求法人らに調査協力義務を強調して調査がなされ、懲戒処分に不可欠な資料や供述を取得し、これらに基づいて会立件がなされた。この会立件の調査命令書は、あたかも綱紀委員会の議決書のように、審査請求人らの主張を検討し排斥するという判断経過まで記載されているうえ、調査命令書と綱紀委員会の議決書は、その内容がほぼ同一である。また、会認知事件においては、調査期日が開かれず、一切調査がなされなかつた。非弁防止会規 6 条に基づく調査の段階で、本来は綱紀委員会で調査判断すべき事項が、すべて完了してしまい、綱紀委員会は何もしなかつたと考えざるを得ない。非弁防止会規 6 条に基づく調査が、綱紀委員会の判断の独立性を侵害したことは明白である。

したがって、本件会立件は違法であり、懲戒手続き自体が瑕疵を帯び、懲戒処分は取り消されるべきである（審乙 4・酒井陳述 23 頁、手続違法 4）。

## 2 非弁防止会規に基づく調査の要件を欠いていたこと

審査請求人は、「多重債務者」の紹介事件（非弁防止会規 3 条 1 項）として、非弁防止会規 6 条の調査を受けたが、■吉はプランネル一社に毎月 7800 円の返済をするのみで、他方 300 万円超の過払金返還請求債権を有する者であるから、多重債務者ではない。したがって、審査請求人に対して非弁防止会規による調査を行ってはならなかつたのであり、重大な手続違法がある（審乙 4 酒井陳述 20 頁、手續違法 2）。

## 3 非弁防止会規、規則による是正措置

非弁防止会規は、6 条の調査の結果の是正措置を行わせることが出来るとしている。原弁護士会は調査の結果必要であれば、是正措置をとるよう審査請求法人に事前に弁明の機会を与えた上で、求め

るべきであった（非弁防止会規 8 条 2 項）。これらの措置抜きの処分は明らかに違法である（審乙 4 酒井陳述 23 頁、手続違法 3）。

#### 4 会立件当否の判断権者を弁護士会会长に委ねることは違法

本件の会立件の当否の判断は原弁護士会の会長が行ったが、会立件を受けるか否かは弁護士にとって身分上極めて重要であるから、この判断権は本来会長にあるべきではない。一般的に非弁防止事案の場合、現実の調査を行うのは、非弁取締関連委員会で構成された「非弁対策本部」が主である。その結果、当該調査担当弁護士が会立件の判断権者となってしまう。すなわち、常議員会のような民主的機関ではなく、事実上、非弁関連委員などの関係少數会員による会立件が会長の名の下に許されてしまう。

本件では、調査協力義務を課した調査が既に非弁対策本部などで行われてしまっており、綱紀委員会は調査材料を最初から会によって与えられた。それ以上調べることはないのである。現に原綱紀委員会は、実質的調査は何も行わなかった。独立委員会たる綱紀委員会の判断権が、事実上、非弁関連委員に委ねられてしまい、審査請求人の手続保障を侵害したと言わざるを得ない。

#### 第 5 本件会立件の違法性（法 58 条 1 項請求との関係）

1 鈴木請求と会立件とは全体とその一部の関係であり、■吉事案が懲戒請求であった場合は、全く同一の懲戒事案として扱われるはずである。また、会立件は鈴木請求の一年後になされ、このような大幅な期間経過の後の調査同一の会立件は作為性を疑われてもやむをえない。

2 一項請求と会立件は、共に綱紀委員会の調査という作為義務の発動を課すものであり、それ以上の機能をもたせるものではなく、両

者間には優劣関係も存しない。

3 本件では、原綱紀委員会は鈴木請求によって対象事由の調査を開始しており、原弁護士会は鈴木請求の存在を認識していれば、会立件を行う必要はなかったにもかかわらずこれを承知の上で（会立件甲14の16頁）あえて会立件を行った。

4 鈴木請求事案が原綱紀委員会に係属していたため、本来なら、原弁護士会は非弁防止会規6条に基づく調査を開始できなかつたこと

弁護士懲戒手続の研究と実務第3版（日弁連調査室編）102頁以下（審乙12）では、「すでに懲戒手続が進行している場合には、綱紀委員会や懲戒委員会の判断の独立性を確保する趣旨から、原則として指導監督権の行使を差し控えるのが相当であり、指導監督をするためには特別の必要がなければならない。」とされる。

本件では、同一の論点について、すでに鈴木による懲戒請求事件が進行しているのであるから、原則として原弁護士会は、指導監督権の行使を差し控えなければならなかつた。しかし、原弁護士会は非弁防止会規に基づく調査を継続し、重要な証拠資料を収集したうえ、会立件した。しかも、会立件の調査命令書は、あたかも綱紀委員会の議決書のように、審査請求人らの主張を検討し排斥するという判断経過まで記載されており、このような調査命令書の記載が、同じ論点で係属中であった鈴木による懲戒請求事件の綱紀委員会の判断の独立性を侵害したことは明白である。よって、鈴木事件の綱紀委員会の議決は違法であり、懲戒手続自体が瑕疵を帯びる（審乙11・条解483頁）。

5 本件で会立件が果たした役割

鈴木請求がもし単独でなされた場合、懲乙30号証添付資料1の

X 元役職者陳述により、鈴木が X から送り込まれた産業スパイであることが証明されたわけであるから、原綱紀委員会でも念入りな調査がなされたはずである。そうなればこの過程で司法書士の権限超事案の受継が切実な問題として真正面から取り上げられた可能性もある。

一方、■吉事案単独の場合、■吉本人は過払請求に何の不満もなかったのであるから、第三者による誘引なしに懲戒請求事案として成立した可能性はまずない。

ところが、原弁護士会は■吉事案を会立件に仕上げてしまった。会立件は、会が積極的に懲戒を求める意思表示を行っており、原綱紀委員会は、会立件は会員の総意であると受け止めざるをえない。それが本件結果である。

6 原議決書は上記の本件手続違法に及び腰であり、一行も触れていない。

第 6 このような手続的違法、特に調査手続の違法は処分の取消事由になる。そうでなければ、手続の保障の意味がない。判例でも、個人タクシー事件（最判昭和 46 年 10 月 28 日民集 25 卷 7 号 1037 頁）、群馬中央バス事件（最判昭和 50 年 5 月 29 日民集 29 卷 5 号 662 頁）などどの教科書にも取り上げられている有名な最高裁判例において、当時明文で要求されていなかった聴聞手続の瑕疵でさえ、結果に影響があれば、処分取消事由になるとされている。

その後、行政手続法が施行されるなどして、行政手続は時代とともにさらにその重要性を増しており、行政手続の違法は、それ自体が処分の取消事由となり得ることにはほぼ異論はない（最高裁平成 23 年 6 月 7 日判決（判タ 1352 号 123 頁）参照）。

この点、千葉県弁護士会においては綱紀委員会では調査期日を開かなければ懲戒審査相当とできず、また懲戒委員会において審査期日を開かなければ懲戒処分を行えないとなっているところ、これらのいずれも期日も開かずに懲戒処分をしたという事案について、手続の瑕疵を理由として日弁連の審査請求で取り消されている（審乙16）。

本件は、非弁委員会の調査の結果を綱紀委員会が活用できなければ、綱紀委員会が自ら調査せざるを得ず、そうすると、審査請求人はそこで反論することができたから、結果への影響は大きかったはずである。したがって、綱紀委員会の手続はやり直さざるを得ないものである。

しかし、綱紀委員会が今更やり直すなどということは、違法な手続で審査請求人を苦しめたことの経済的・非財産的損害の完全な回復がなされていない以上は、権利侵害もおびただしく、適正手続とは言えないから許されない。

したがって、本件原処分の手続上の著しい瑕疵に鑑みれば、本件懲戒処分は実体面での理由の誤りを脇に置いたとしても手続的瑕疵を理由に取り消され、直ちに事件終了とされるべきである。

以上